

法改正案についての意見書

現行法が抱える諸課題を踏まえ、改正案を御検討いただきありがとうございます。なかでも、いじめの定義の見直し、校長・教職員の責務の明確化、地方いじめ防止基本方針の策定義務化、保護者等の申立てに基づく首長による調査などの諸規定は、現行法の運用の不徹底を是正する効果が期待できると考えられます。

また、学校いじめ対策委員会の設置を義務付け、組織・運営に関する細目の規定を置いたことには、意義を感じております。本市では、法22条の組織として、改正法案で位置づけられている「学校いじめ対策委員会」に該当する「いじめ対策委員会」を全小中学校に設置し、いじめ対策に取り組んできました。また、同じく改正法案で位置づけられている「いじめ対策主任」に該当する教員を全小中学校に配置し、「いじめ対策委員会」の運営の要となって取り組んでまいりました。これらが機能すれば、現に本市で取り組んでいるように、学校現場でいじめの発見件数が増えるなどの効果があると考えられます。

7年前のいじめ自死事件の反省に基づき、いじめ対策を行ってきた本市にとって、このたびの法改正案は、本市が試行錯誤の上で取り組んだ事項を取り入れていただいている内容となっており、早い実現が待たれるところです。

いじめで悩み、苦しんでいる子どもを1人でも多く救い、いじめで命を失う子どもがなくなるようにするためにも、貴勉強会による法改正案の早期実現を願うものです。

なお、貴勉強会による法改正案について、更なる御検討をお願いしたい事項を別紙に記しましたので、御検討賜りますようよろしくお願いいたします。

平成30年11月19日

大津市長 越 直 美

国会議員勉強会の法改正案に関する大津市長の意見

① 第3条第4項（新設：基本理念）

いじめ対策は、学校において最優先で取り組まれるべき事項であることを全ての教職員が認識しなければなりません。よって、生徒指導と学習指導等の対比よりも更に踏み込んだ表現とする必要があると考えます。【以下は規定の例（字句訂正）】

4 いじめの防止等のための対策は、生徒指導が学習指導等と等しく重要な事務であるとの認識の下に教育活動の全体を通じて適切に行われなければならない。

【訂正】学校において最優先に対応すべき業務

② 第14条の2（新設：地域いじめ対策委員会）

地域いじめ対策委員会の所掌事項には、地方いじめ防止基本計画の内容・実施状況の評価等が含まれますが、本市のように、青少年や児童福祉等を所管する首長部局でいじめ対策に取り組む例（宮城県仙台市、大阪府寝屋川市、兵庫県小野市 等）が広がりつつあることから、評価等については首長・教委による地方いじめ対策委員会の共同設置を可能とする必要があります。【以下は規定の例（項の追加）】

5 前各項の規定にかかわらず、地方いじめ防止基本計画に地方公共団体の長の所管に属する事項が含まれる場合は、教育委員会は、地方公共団体の長と共同で地域いじめ対策委員会を設置して地方いじめ防止基本計画に関する事務を処理させることができる。（+読み替え規定）

③ 第18条（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

いじめへの対処に必要な知識や技能は、教員となる前に習得する必要があると考えます。【以下は規定の例（項の追加）】

5 国は、教員を志望する者が、大学等におけるその履修課程においていじめに的確に対処するために必要となる技能の習得が図れるよう、必要な措置を講じるものとする。

④ 第22条の2（新設：いじめ対策主任）

学校に必置となるいじめ対策主任は、いじめの防止等に係る学校対応の要であり、本市の「いじめ対策担当教員」のように専任で置くことでより有効に機能すると考えます。については、専任配置に要する費用の財政的措置を求めるものです。

⑤ 第23条第5項（旧2項の改正：いじめに対する措置）

いじめが疑われる情報を得た場合における本市の取扱いは、概ね以下の規定の例のとおりです。いじめの事実確認を行う前に保護者に連絡すると混乱をきたすことから、本市では、原則「直ちに」学校いじめ対策委員会での情報共有と事実確認を行い、加えて市教委及び保護者への報告までを一連の対処として行っております（市教委への報告は、24時間以内とのルール有り）が、いじめ対策担当教員の専任配置がそれを成り立たせている面もあることから、学校における事実確認と学校の設置者との情報共有は「直ちに」行うとしつつ、保護者への報告については「速やかに」行うよう求めています。なお、「いじめに係る情報」を得た場合に限り「疑い事案」が放置されかねず、文末を「するものとする」とすると従前のとおり報告しない運用が残るおそれがありますので、それらも下線のとおり訂正する必要があると考えます。【以下は規定の例（全改）】

5 学校は、第1項又は第2項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等に関するいじめが疑われる情報を得たときは、直ちに、学校いじめ対策委員会によって当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための調査を行い、かつ、当該学校の設置者への報告を行うとともに、速やかに、当該調査の結果を当該児童等及びその保護者に報告しなければならない。

⑥ 第24条の2（新設：懲戒その他の措置の基準及び手続）

本来は都道府県から市町に人事権を委譲すべきであり、委譲されない状況においては、国が懲戒の基準を作成すべきと考えます。（地方公共団体のうち、懲戒権限を有するのは都道府県及び政令市のみ）

⑦ 第28条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

重大事態の調査に際し、いじめの被害側への事前説明や理解を得る作業を行うことなく着手する事例が散見されることから、事前説明等を課す必要があると考えます。【以下は規定の例（項の追加）】

○ 学校の設置者又はその設置する学校は、第1項の規定による組織を設けて調査を行うときは、あらかじめ、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該児童等及びその保護者の知る権利に資すると認められる当該組織及び調査に関する必要な情報を適切に提供し、理解を得よう努めなければならない。

⑧ 第32条の2第2項（新設：中立かつ公正な調査）

第5章の規定による調査を実施する委員、調査員等は、中立・公平・公正な調査となるよう、学校・教委と利害関係のない第三者から専任することを規定する必要があります。【以下は規定の例】

2 この章の規定による調査を行う組織の委員、調査員及び事務局の長は、利害関係のない者でなければならない。
←追加

⑨ 第5章（重大事態への対処）／第32条の3（地方公共団体の長による調査）

重大事態の再調査を担当する組織及びいじめ事案調査委員会（申立てによる調査の組織）で、常設でないものについては、委員のうち半数ないし過半数は被害者が推薦した者であるべきと考えます。